

BELS 申請料金表

株式会社 I-PEC

■ 一戸建ての住宅（新築） （単位：円）

建築物の用途	区分	申請料金 ※5	
一戸建ての住宅 （兼用住宅を含む） ※2	単独申請	¥30,000 <small>（¥32,400）</small>	
	併願申請 ※1	外皮 （評価基準 5-1）	¥10,000 <small>（¥10,800）</small>
		外皮+一次エネルギー （評価基準 5-2）	¥5,000 <small>（¥5,400）</small>

（上段：別途消費税）
（下段：税込み料金）

■ 共同住宅等（新築） （単位：円）

建築物の用途	区分	申請料金 ※5	
共同住宅等 ※2 ※3 ※4	単独申請（住戸のみ）	別途お見積り	
	併願申請 ※1	外皮 （評価基準 5-1）	別途お見積り
		外皮+一次エネルギー （評価基準 5-2）	別途お見積り

■ 申請料金の取扱いについて

- ※1 併願申請とは、下記の申請を当機関に同時申請した場合に適用する。
ただし、同一の計算内容等で合理的に審査できる場合に限る。
 - ・設計住宅性能評価申請
（断熱等性能等級 4 又は一次エネルギー消費量等級 4 若しくは等級 5 を適用に限る）
 - ・長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査依頼
 - ・低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査依頼
 - ・フラット 35S 設計検査申請（賃貸住宅の適合証明申請を含む）
（断熱等性能等級 4 又は一次エネルギー消費量等級 4 若しくは等級 5 を適用に限る）

- ※2 計画変更に係る申請料金は、一戸建ての住宅にあつては当初の申請で適用された料金の 2 分の 1 を乗じた料金とする。
共同住宅にあつては、当該計画の変更後の建築物の部分の床面積（増加する部分がある場合は、当該部分の床面積に 2 を乗じて得たものに増加する部分以外の部分の床面積を加えたもの）に 2 分の 1 を乗じた床面積に応じた料金とする。

- ※3 長屋住宅は、共同住宅等に含まれる。

- ※4 共同住宅は、「住戸のみ」の評価をおこなっています。
「非住宅」、「共用部分」及び「共同住宅の棟全体」の評価は行っていません。

- ※5 料金には「シール」又は「プレート等」の料金は含まれていません。

- * BELS 評価書を再発行する場合の料金は一通につき 3,000 円（税別）となります。

制定：平成28年 9月 16日

